

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示

次の通り技術提案書の提出を招請します。

平成30年1月24日

東峰村長 澁谷 博昭

1. 業務概要

(1) 業務名 東峰村災害復旧事業工事支援業務

(2) 業務目的 本業務は、平成29年7月の九州北部豪雨により被災した公共土木施設等(道路・橋梁・河川・農地・農業用施設等)の災害復旧において必要となる、事業スケジュール及び事業費の管理や災害復旧事業工事の実施に関わる関係機関との協議を支援することにより、当該事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(3) 事業内容 本業務では、公共土木施設等の災害復旧事業において、効率的な推進が希求されていることを念頭に置き、当該事業のみならず、福岡県が施行する災害復旧事業及び、東峰村の様々な取り組みの実施状況を十分に把握し、発注者及び別途発注される設計・積算業務、工事監督支援業務の受注者と相互に連携を図り、以下の業務を行う。

- ア 災害復旧事業管理
- イ 業務委託契約に係る資料作成
- ウ 工事発注・着手に係る関係機関協議
- エ 工事用ヤード調査
- オ 工事発注手続
- カ 工事施行関連設計変更
- ク 工事完成・積算・成功認定

(4) 履行期間 平成30年2月16日から平成30年3月31日まで(予定)
なお、選定された業者とは平成29年7月九州北部豪雨災害復旧工事が完了するまでの期間(概ね平成32年度まで)において、年度ごとに随意契約を予定している。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

ア 東峰村が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加するものに必要な資格要綱の規定に基づき、参加表明の提出期限現在において、一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書を提出している者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないものであること。

ウ 公示日以後に建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

エ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

ア 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規定に基づく登録状況

イ 保有する技術職員の状況（専門分野別の技術職員の状況）

ウ 同種又は類似の業務の実績

エ 配置予定の管理技術者の資格、業務経歴

(3) 技術提案書を選定するための評価基準

ア 配置予定の技術者の資格、業務経歴、同種又は類似の業務の実績

イ 技術者動員計画の妥当性

ウ 技術提案の適格性、独創性、プレゼンテーション力

3. 手続等

(1) 担当課等

〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地

東峰村役場 総務課 課長補佐 樋口修一

電話 0946-72-2311

ファックス 0946-72-2038

電子メール somu@vill.toho.fukuoka.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 平成30年1月24日（水）から平成30年2月2日（金）まで

イ 交付場所 3（1）に同じ

ウ 交付方法 希望者に窓口で直接交付又は、東峰村ホームページから入手

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 平成30年2月2日（金）

イ 提出場所 3（1）に同じ

ウ 提出方法 持参又は電子メールによる。ただし、持参以外で提出した場合は、到達したことを電話により3（1）の担当者に確認すること。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 平成30年2月13日（火）

イ 提出場所 3（1）に同じ

ウ 提出方法 持参に限る